各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

「平成30年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:平成30年11月19日付け薬生食輸発1119第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、放射線照射された食品の検知法が改正されたことから、モニタリング通知の別添を下記1、2、3及び4のとおり改正し、別紙のとおりとするので、御了知の上、対応方よろしくお願いする。

記

1. 「Ⅱ 畜水産食品のモニタリング検査実施要領」の「2 検査項目、検査件数」「(1) 畜水産食品(一般)」「エ. 放射線照射」の

「放射線照射された食品の検知法について」(平成19年7月6日付け食安発0706002号。最終改正:平成24年9月10日付け食安発0910第2号)

を

「放射線照射された食品の検知法について」(平成19年7月6日付け食安発0706002号。最終改正:平成30年11月28日付け生食発1128第4号)

に改める。

2.	.「Ⅲ 農産食品のモニタリング検査実施要領」の「2 検査項目、検査件 数」「(1) 農産食品(一般)」「エ. 放射線照射」の
	「放射線照射された食品の検知法について」(平成19年7月6日付け食安発0706002号。最終改正:平成24年9月10日付け食安発0910第2号) を
	「放射線照射された食品の検知法について」(平成19年7月6日付け食安発0706002号。最終改正: <u>平成30年11月28日付け生食発1128第4号</u>)
	に改める。
3.	.「IV-vii 放射線照射」の「1 対象食品等」「(1) 畜産物、水産物及び農産物」及び「2 検査方法」「(2) 試験方法」の
	「放射線照射された食品の検知法について」(平成19年7月6日付け食安発0706002号。最終改正:平成24年9月10日付け食安発0910第2号)
	<i>&</i>
	「放射線照射された食品の検知法について」(平成19年7月6日付け食安発0706002号。最終改正: <u>平成30年11月28日付け生食発1128第4号</u>)
	に改める。
4	.「IV-vii 放射線照射」の「1 対象食品等」「(2)検査項目及び検査件 数」に、
	なお、スピルリナについては、検査件数を10件とする。
	を追加する。